

令和 6 年 6 月 8 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01215

研究課題名（和文）戦間・戦後改革期の裁判官制度の比較法史研究 - - キャリアシステムと職権の独立

研究課題名（英文）Comparative study of the judicial systems of modern Japan and modern France

研究代表者

三阪 佳弘（Misaka, Yoshihiro）

大阪大学・大学院高等司法研究科・教授

研究者番号：30219612

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、1920～50年代日本のキャリア・システムのもとでの裁判官制度について同時代のフランスを対象として比較法史的検討を行う。その目的は、全体として垂直的な裁判官統制のもとで裁判官の「職権の独立」の脆弱さが現在の日本でなぜ問題とされ続けるのか、これを比較法史的に問い直そうとすることにある。この問いは、政府＝司法大臣の任命による裁判官キャリア・システムを採用する国において共通する問いであるが、この課題を一定程度克服した国の経験との比較法史的検討はこれまで十分になされてこなかった。本研究では、同じくキャリア・システムをとるフランスを比較対象としてこの問いにアプローチするものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代日本における、最高裁判所判例への強い拘束と人事統制による等質的な司法を批判する視点として、これまで英米法的な法曹一元の観点による批判的克服による対抗が自明のものと考えられてきた。しかし、日本は、戦前以来のヨーロッパ大陸型の裁判官キャリア・システムを採ってきた。従って、新たな改革の視座を得るためには、大陸における裁判官の「職権の独立」確保の努力を歴史的に明らかにし、その歴史的経験を対抗軸とすることこそがふさわしく、この点で本研究は、独創的である。また、この視座は、裁判官選任制度を対象とした1990年代以降の司法制度改革が微温的であったと評される現状において、重要な示唆を与えうる。

研究成果の概要（英文）：This research is a comparative study of the judicial systems of modern Japan and modern France. The purpose is to clarify the question of why the independence of the modern Japanese judiciary is weak. In many countries, the government appoints judges. This is a common problem in these countries. However, in some countries, this problem has been resolved institutionally. There have not been many previous studies that have examined the experiences of these countries. Therefore, this research aims to clarify this issue by comparing with France. The experience of France may provide important suggestions for the current Japanese judicial system.

研究分野：日本法制史

キーワード：裁判官 キャリア裁判官 戦後司法改革 司法省 最高裁判所

1. 研究開始当初の背景

現代日本において、裁判官を最高裁判所の判例へ強く拘束させることによって、きわめて予測可能性の高い、統一的で等質的な司法が実現されてきた（佐藤岩夫「司法の統一性と非統一性」法社会学 53、2000）。比較法上見過ごせない点は、日本において各裁判官が「論拠」を示して上級裁判所の判例に挑戦することを許容する審級制を前提としているにもかかわらず、このような司法が構築されていることである。そしてその手段として、下級審の判決を一定の枠内に納めるために、裁判官に対する過剰な人事統制、裁判官会同を通じての事前の裁判統制が行われてきた（佐藤同上、新藤宗幸『司法官僚』2009）。

そもそも、近代的訴訟手続は「水平的手続構造」、すなわち訴訟は常に裁判官（裁判所）という一つの職階・機関において自己完結的に遂行され、判決後の上訴によって初めて上級裁判所による審理手続に移行し、再び裁判官（裁判所）によって自己完結的に遂行される構造を有する（橋本誠一『明治初年の裁判』2017）。裁判官の「職権の独立」、上述の言葉を用いれば、各裁判官がそれぞれの審級においてその「論拠」に基づき判決を下す自律性・独立性は、このような手続構造においてしか存在し得ない。そして、それを支えるのは水平的・平等主義的な裁判官集団であり、それに固有のプロフェッショナリズムである。これに対して、近世日本の伝統的手続観に典型的に見られるのは「垂直的手続構造」であり、時間の経過と共に複数の職階・機関を担い手として、その相互間の往復（例えば何・指令、戦前日本の司法官会同もその延長にある）により集合的に遂行される構造を有する。ここにおいては個々の裁判官の「職権の独立」=自律的な「論拠」の提示は存在し得ず、常に国家統治の一体性の原則から司法と行政との一体的な意思への準拠と統一が図られる（橋本同上、大平佑一『近世日本の訴訟と法』2013）。

明治維新以後、日本は司法制度の近代化を通じて、「水平的手続構造」と裁判官の「職権の独立」という観念を制度化したが、にもかかわらず「垂直的手続構造」的な伝統的観念が底流にあるかのような観を呈し、水平的・平等主義的な裁判官集団のプロフェッショナリズムに支えられた裁判官の「職権の独立」は脆弱であり続けている。また、戦後改革期の最高裁判所の設置による司法改革にもかかわらず、人事統制、裁判官会同・協議会を通じた間接的な事前裁判統制によりこうした脆弱性は再生されているかのようである。

戦後改革により再生された戦後日本の司法が、なぜ依然として全体として「垂直的手続構造」のような観を呈し、裁判官の「職権の独立」が脆弱であり続けるのだろうか、これを比較法史的な観点により問い直そうとすること、これが本研究で解明しようとした課題であった。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、19世紀末から1950年代において、日仏それぞれの裁判官制度が共通に抱えていた課題どのように取り組み、その帰結にどのような差異があるのかを検討することによって、1の末尾の課題を解明することを目的とした。その場合の日仏裁判官制度の課題とは、19世紀末から20世紀末初頭にかけて、その歴史的背景を異にしながらも、日仏ともに、政府=司法大臣を任命権者とする集権的なキャリア・システムによる裁判官の「職権の独立」の脆弱性をどのようにして克服したのであるだろうか、という課題である。

3. 研究の方法

本研究は、19世紀末から20世紀の司法改革を出発点にして、戦後改革期、そして1950年代、日本においては最初の判事再任が行われる時期に確立した運用の実態、フランスにおいては1958年憲法（第5共和国憲法=現行憲法）とそれに続く多くのオルドナンスやデクレによる裁判官制度の刷新の内容を、それぞれの時期において比較し、双方の特徴を先行研究とそれらが依拠した史料に遡りつつ再検討しようとした。

4. 研究成果

補助期間中に行った本研究で得られた成果と知見は以下の通りである。

第1に、戦前日本について、改めて明治期からの裁判官の執務状況の実態を、判決原本を通じて分析を加えた。この点は、当初の研究目的が対象とした時期とは異なる。しかしながら、1で記載したように、個々の裁判官の判決行動が上級審の先例に強く拘束されることにより、日本の統一性・等質的な司法が現代日本の特徴であるとするならば、そのような拘束性は、日本の場合、いつから成立するのか？を改めて検討する必要性が生じ、この問題の解明を、本研究の課題に加えた次第である。そこで、特定の、かつ、一定の年度の地方裁判所レベルでの判決を悉皆的に検討したところ、先例に対する強い拘束を意識した判決行動はさほど見られなかったといえる（「第5章大阪代言人組合成立期の代言人と代人」(263 - 290頁)石川一三夫=矢野達雄編著、後藤正人・岩村等・橋本誠一・三阪佳弘・居石正和・稲元格『裁判と自治の法社会学』2020年11月見

洋書房、「明治前期民事判決原本における代人の活動事例 京滋阪地域の事例」『阪大法学』71巻5号1489-1531頁2022年1月、「第10章明治前期民事判決原本・刑事裁判記録に現れた「代人」の活動 - 司法アクセスの担い手の歴史的具體像」桐山孝信・本多滝夫・奥野恒久・的場かおり編『民主主義の深化と真価 思想・実践・法』文理閣、2024年3月）。ただし、この分析は、史料の制約のため、1890年の裁判所構成法制定以前の明治前期の裁判行動の分析である点において限界がある。そこで先行研究を遡って検討すると、大審院判決の先例拘束を確立させるための制度改革として大きな転機となったのは、1925年10月5日に大審院長に就任した平沼騏一郎が同年末に設立した「大審院判例審査会」であることが指摘されている。以後、同審査会が「大審院ノ判決例ヲ審査シテ之ヲ整理スル」(内規一条)操作を行ったのである。同審査会は、先例の統一を意識しつつ、大審院の部に継続中の事件であったとしても、その結論について事前に協議することさえ行われていたのである(大河純夫「大審院(民事)判例集の編纂と大審院判例審査会」立命館法学256号、1997年)。

こうした裁判官の判決行動に関する分析結果からは、研究代表者が見落としていた課題、すなわち、1920年代以降の大審院レベルでの先例統一のための判例審査制度と統一的等質的な司法の形成との関連を追求する課題を発見する手がかりを得ることができたといえよう。明治前期に見られたある程度先例から自由に「放任」されている裁判官の判決行動が、集権的統一的な裁判組織が形成される中で、1920年代以降の大審院レベルの先例統一のシステムの構築によってどのようにして統一化されていくか、この解明を今後の課題にくわえていくこととしたい。

第2に、人事等をめぐっての裁判官に対する統制の実態である。この点については、改めて明治前期からの先行研究の見直しと整理を行った(「12 法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)」「13 法曹資格の制度の歴史」「14 裁判所構成法から裁判所法へ」「16 司法権の独立の近代史」『よくわかる日本法制史』ミネルヴァ書房、2024年公刊予定)。1950年代末(=戦後改革期に任命された判事補の10年任期満了期)については、先行研究によって明らかにされていた、法曹一元導入プランと、最高裁判所による統一任命制度による裁判官人事プランとの対立を日本側の立法史料において確認しようとした。しかしながら、これについては、内藤頼博『終戦後の司法制度改革の経過』で整理されている以上の成果を上げることができなかったというのが現状である。今回、その量の膨大さと史料に内在する特有のアプローチの難しさのため、史料分析が十分にできず、踏み込めなかった昭和20年代前半のGHQ文書を通じて、日本側とGHQ側の交渉内容を改めて検討していくことが、依然として今後の課題として残った。

第3に、フランス1883年8月30日法によって構築された、共和制の定着に抵抗する保守的な名望家的裁判官集団を解体・統御するために導入された裁判官制度の、その後の検討である。まず、同法によって設置された司法官職高等評議会の検討である。同組織は、「裁判官の不可動性、したがってその独立の偉大な保護者」としての制度論理に基づいて設立された。そして、同評議会は、20世紀後半においては、司法省が独占していた人事権能を剥奪し、人的構成の中立性が担保されることによって、1883年法が有していた集権的で統一的な裁判官人事制度が是正されることにつながったのである。また、先行研究での指摘されていた、1906年4月17日の予算法律第38条と同年8月18日のサリアンデクレの実態を再検討した。前者は「司法官職の任用及び昇進の諸条件に関する組織法律の審署があるまで、予算法律のこれについては、改めて、審署に引き続く三月内に予算法律の施行のために定められる施行令が司法職志望者に関する職業的能力の専門的保障を定め、かつ、司法官職のために昇進名簿 tableau d'avancement を創設する」と規定し、これに基づいて後者のデクレ(décret Sarrien)によって、試験任用制と昇進表が導入されたのである。本研究では、その経過を改めて史料で再検討して、その実効性が必ずしも十分なものではなかったことを明らかにした。結局1958年の裁判官制度改革を待たなければならなかったのである。以上のフランス20世紀初頭についての分析の検討は、まだ公表できておらず、まとめ次第発表する予定である。

本研究が当初予定していた課題は、実際に着手する中で、対照とする時期の広さ、とりわけ日本の戦後改革については、収集した史料の膨大さと史料自体に内在する特有のアプローチの難しさによって、十分に解明できなかった。ただ、上述したような新たな課題を発見することができたことが本研究の大きな成果でもあった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 三阪佳弘	4. 巻 71-5
2. 論文標題 明治前期民事判決原本における代人の活動事例：京滋阪地域の事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1489-1531
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 三阪佳弘	4. 巻 879
2. 論文標題 書評と紹介 大庭裕介著『司法省と近代国家の形成』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 98-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三阪佳弘	4. 巻 70
2. 論文標題 <書評> Flaherty著・浅古弘監訳『近代法の形成と実践 - 19世紀日本における在野法曹の世界』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 304-310
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 石川一三夫 = 矢野達雄編著（後藤正人、岩村等、橋本誠一、三阪佳弘、居石正和、稲元格分担執筆）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 452
3. 書名 裁判と自治の法社会史（分担執筆「第五章大阪代言人組合成立期の代言人と代人」）	

1. 著者名 大阪大学アーカイブズ（高橋明男、菅真城、三阪佳弘、矢切努、三輪宗弘、飯塚一幸、廣田誠、古賀崇）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 234
3. 書名 アーカイブズとアーキビスト（分担執筆「第3講 公文書管理制度の形成」）	

1. 著者名 桐山孝信・本多滝夫・奥野恒久・的場かおり編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 文理閣	5. 総ページ数 332
3. 書名 民主主義の深化と真価 思想・実践・法（分担執筆「第10章 明治前期民事判決原本・刑事裁判記録に現れた「代人」の活動 - 司法アクセスの担い手の歴史的具體像」125-136頁）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------